破産手続終結

平成２８年（フ）第３１９号
愛知県江南市前飛保町藤町188番地
破産者　日東合成株式会社
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８号
愛知県江南市古知野町小金123番地
破産者　開進堂株式会社
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市土山４丁目14番５号
破産者　有限会社青野塗装
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５９８号
横浜市西区浜松町３番１号
破産者　マックス株式会社
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４号
静岡県熱海市福道町８番33号
破産者　川口商事株式会社
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１７７号
徳島県徳島市上助任町蛭子114番地の５
破産者　武田　公男
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６５号
神奈川県平塚市横内3245番地の１　パティオコミヤ３－301号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番５－202号
破産者　伊藤　正敏
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７６号
北九州市八幡西区馬場山５番21号（Ａ－203）
破産者　高瀬　素子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４８号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目５番１号
破産者　森　　晋介
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４９号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目５番１号
破産者　森　　典子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第７４５号
札幌市中央区南18条西15丁目２番25－102号
破産者　吉田　信也
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５号
堺市美原区南余部424番地５、開始決定時の住所大阪府松原市立部１丁目120番地の１土師ハイツ102号
破産者　天見　修一
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
大阪府羽曳野市はびきの２－６－14、開始決定時の住所兵庫県西宮市大井手町10番11号
破産者　杉本　正滋
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９０号
北海道岩見沢市上幌向北１条２丁目1169番地43
破産者　村山　敏男
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第８０号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目１番23号
破産者　緒方　砂織（旧姓成田）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８７号
石川県野々市市矢作４丁目23番地　県営５－28
破産者　太田かおる
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６６号
滋賀県守山市木浜町2299番地22、開始決定時の住所滋賀県高島市安曇川町中央３丁目２番地22
破産者　宮本　浩次
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
広島県尾道市長江２丁目12番41号
破産者　殿山　智子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部